

事業主、労務・経理担当者様のお悩み

相談・
専門家派遣
無料

秘密
厳守

働き方 改革

を支援
します！

以下の対応はお済みですか！？

- ☐ 時間外労働を行うにはサブロク（36）協定が必要です。
※ 36協定届の様式が新しくなりました。
- ☐ 労働契約を締結する際は労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- ☐ 労働者 10 名以上の場合は、就業規則の作成、届出が必要です。
- ☐ 賃金台帳、労働者名簿などを作成・保存する必要があります。
- ☐ 非正規労働者の方を雇っている場合は、正社員の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

ご都合に合わせた
相談方法が選べる！

働き方改革の推進に向けて、中小企業・小規模事業者等を
中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過
重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等
について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案
などの相談支援を行います。

相談
方法

- ① 電話・メール
- ② センター来所
- ③ 出張相談会
- ④ 企業訪問

山形働き方改革推進支援センター

受付時間 平日9:00～18:00

TEL: 0800-800-3552

〒990-0039 山形市香澄町3-2-1 山交ビル4F
MAIL: hk06@mb.langate.co.jp
FAX: 023-664-1114



[http:// 山形働き方改革推進支援センター .site](http://山形働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください

山形 働き方改革

検索



年次有給休暇の時季指定

大企業・中小企業とも 2019 年 4 月～

時間外労働の上限規制

大企業：2019 年 4 月～／中小企業：2020 年 4 月～

同一労働同一賃金

2020 年 4 月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021 年 4 月 1 日～

年次有給休暇の時季指定とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上全ての労働者に対し、毎年 5 日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書

FAX : 023-664-1114



WEB 相談フォームはこちら ▶

山形働き方改革推進支援センター 宛

[http:// 山形働き方改革推進支援センター .site/mail.html](http://山形働き方改革推進支援センター.site/mail.html)

事業場名					ご担当者氏名		
所在地	〒 -						
連絡先	電話				E-MAIL		
訪問希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。						
相談内容 ✓をお付け下さい	☐ 残業時間の上限規制 ☐ 年次有給休暇の取得義務付け ☐ 高度プロフェッショナル制度 ☐ 賃金制度全般 ☐ 36 協定 ☐ 各種助成金の活用 ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ その他 () ☐ 非正規労働者の待遇改善 ☐ 人手不足 ☐ 最低賃金制度 ☐ 無期転換制度 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し						

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 2 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について ☐ 同意する （チェックしてください）